

# 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案について

生活衛生課

## 1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第407号）による「食品衛生法施行令」（昭和28年政令第229号）の一部改正に伴い、県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める必要がある。

## 2 内容

### (1) 条例委任された内容及び基準設定の類型

条例委任された基準	国の基準類型	県独自基準の有無
食品衛生検査施設の整備に関する基準	従うべき基準	国基準どおり
食品衛生検査施設の職員の配置に関する基準	参酌すべき基準	国基準どおり

### (2) 基準設定の考え方（国の基準と同様にした理由等）

- 食品衛生検査施設の設備に関する基準は、試験に必要な設備並びに機械及び器具を列挙したものであるが、同施設の整備・充実は食品衛生行政を科学的かつ合理的に運営するための基本要件であり、地域事情にかかわらず、一律性が求められるものであることから、国が定める基準と同様の内容とした。
- 本件は、県が実施する食品衛生検査の施設設備等に関する基準を定めるものであり、関係団体等からの意見聴取は特に行っていない。

### (3) 改正内容

- 県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を条例で定めることとする。（第2条関係）

#### 【設備の基準】

- ・ 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- ・ 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の必要な機械及び器具を備えること。

#### 【職員の配置の基準】

- ・ 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

## 3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとする。

## 4 参考（本県の状況等）

- 食品衛生検査施設とは、食品衛生法に規定される食品や添加物、容器包装の規格基準が遵守されているかについて同法に基づき試験検査を行う施設をいう。
- 本改正条例が適用される施設は「健康環境センター」の1施設のみである。